

医療用手袋の国備蓄物資の売却について

- 厚生労働省では、医療用手袋の国備蓄物資の売却を実施します。売却製品は、使用期限切れまで1年又は2年程度の製品です。売却によって、その有効活用を図ります。
- 売却は、一般競争入札の仕組みにより実施します。国から購入する場合、国の売却入札に応札することが必要です。
- 医療用物資（個人防護具）については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として物資を調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布してきました。現在は、需給逼迫の再発生に備え、備蓄を行っています。国の備蓄物資の売却は、備蓄の更新・入替えとして実施し、備蓄事業の円滑な運営に寄与するものですので、購入のご検討をお願いいたします。

医療用手袋の国備蓄物資の購入方法

- 国の備蓄物資の売却は、一般競争入札により実施します。国から直接購入するには、国の売却入札への応札が必要です。
- 国から購入する（応札する）のは、入札参加資格を有する事業者（卸業者等）を想定しています。
- 医療機関は、通常、国から買い受ける卸業者等を通じて、購入します。卸業者等に、国の売却製品を取り扱っているか否かや、卸業者等からの購入条件などの相談、購入の申込み等を行います。

※ G-MISでの購入希望調査にご回答いただいた医療機関については、調査結果の提供を受けた卸業者が医療機関に適宜連絡を取り、医療機関への販売条件の調整等を行うフローも想定。連絡がない場合は、取引のある卸業者等に相談。



※入札参加資格を有する場合、医療機関等が売却入札に応札し、国から購入することも可能。

売却製品は、原則、落札者の負担で国の保管場所から引取を行う。引取費用の分、価格を引き下げて売却する（製品価格から引取費用を控除した金額で購入価格を競争する）。一部、国から配送を行う製品も設定。

売却対象製品

- ✓ 売却製品：医療用手袋。使用期限まで1年又は2年程度の製品（22製品）。
 - ✓ 売却数量：約7100万双
 - ✓ 売却方式：型式、サイズ、使用期限、保管場所等により製品を211単位に区分し、区分ごとに一般競争入札を実施。
→ 国から卸業者等に、一般競争入札を通じて適正な価格で売却放出します。
- ※ 不落（売れ残り）となった製品は、公募・随意契約により再度売却に付する予定です。

具体的な製品一覧はこちらをご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000944536.pdf>)

スケジュール（令和4年度予定）

- ✓ 5月30日 入札公告
- ✓ 6月30日 入札書類の提出（応札）の締切
- ✓ 7月上旬 開札、落札者決定
- ✓ 8月以降 売却製品の落札者による引取を開始
その後、その売却製品を落札者が医療機関等に販売・納品
- ✓ 下期 各種個人防護具（医療用手袋のほか、サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド）の売却を実施。

- 国からの購入（応札）を検討する卸業者等の皆様へ
入札関係書類は、こちらからご確認ください。

厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-gp-nyusatu/newpage_04308.html)

- 卸業者を通じての購入を検討する医療機関等の皆様へ
購入について、卸業者にご相談ください。

※ G-MISでの購入希望調査にご回答いただいた医療機関については、調査結果の提供を受けた卸業者から医療機関に、購入について連絡が行くことがあります。連絡がない場合は、取引のある卸業者等にご相談ください。